

決算特別委員会設置に関する動議

上記の動議を提出する。

令和6年9月20日

提出者

まつざわ 和昌	若 林 ひろき
大倉 たかひろ	せ お 麻 里
西 村 直 子	こしば 新
こんの 孝 子	塚本 よしひろ
松永 よしひろ	山本 やすゆき
安 藤 たい作	石 田 ちひろ
須 貝 行 宏	

品川区議会議長 渡辺 ゆういち 様

決算特別委員会設置に関する動議

下記要綱により決算特別委員会を設置されたい。

記

決算特別委員会設置要綱

1. 名 称 決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条第1項および品川区議会委員会条例第5条第1項
3. 審査事項 令和5年度品川区各会計歳入歳出決算について
4. 組 織 委員は36名とし、このうち委員長1名および副委員長2名を置く。

決算特別委員名簿

のだて 稔 史
やなぎさわ 聡
おぎの あやか
ゆきた 政 春
澤 田 えみこ
ひがし ゆ き
木 村 健 悟
石 田 ちひろ
田 中 たけし
せらく 真 央
松本 ときひろ
新 妻 さえ子
えのした 正人
山本 やすゆき
安 藤 たい作
鈴 木 ひろ子
横 山 由香理
石 田 しんご

筒井 ようすけ
あくつ 広 王
塚本 よしひろ
まつざわ 和昌
こしば 新
吉 田 ゆみこ
松永 よしひろ
高 橋 しんじ
西 本 たか子
中 塚 亮
須 貝 行 宏
藤 原 正 則
こんの 孝 子
若 林 ひろき
石 田 秀 男
西 村 直 子
高 橋 伸 明
大倉 たかひろ

新旧対照表

○決算特別委員会の運営について

新	旧
<p>4 款別審査の質疑等について</p> <p>【(1) から (5) まで省略】</p> <p>(6) 関連質疑は、5分以内で委員長が別途認める。なお、同一会派、<u>発言終了者または発言予定者による関連質疑は行わない。</u></p> <p>【(7) から (10) まで省略】</p> <p><u>(11)</u> 副委員長は、総括質疑および意見表明はできるものとする。また、理事は、委員同様に質問、総括質疑および意見表明をすることができる。</p> <p><u>(12)</u> 理事者は、自己の役職名を告げ、挙手をしたうえで、簡潔明瞭に答弁しなければならない（総括質疑の場合も同じ）。</p> <p><u>(13)</u> 質問、答弁の際は、必ずマイクを使用する（スイッチを入れ、ランプの点灯を確認したうえで発言し、終了後は必ず切る）。</p>	<p>4 款別審査の質疑等について</p> <p>【(1) から (5) まで省略】</p> <p>(6) 関連質疑は、5分以内で委員長が別途認める。なお、同一会派による関連質疑は原則として行わない。また、<u>発言終了者または発言予定者の関連質疑は、全体を配慮して行う。</u></p> <p>【(7) から (10) まで省略】</p> <p><u>(11)</u> 委員長は、<u>会議終了予定時間の相当前に審査が終了することが予測される場合は、質問者数または質問時間を調整のうえ、質問を許可することができる。</u></p> <p><u>(12)</u> 副委員長は、総括質疑および意見表明はできるものとする。また、理事は、委員同様に質問、総括質疑および意見表明をすることができる。</p> <p><u>(13)</u> 理事者は、自己の役職名を告げ、挙手をしたうえで、簡潔明瞭に答弁しなければならない（総括質疑の場合も同じ）。</p> <p><u>(14)</u> 質問、答弁の際は、必ずマイクを使用する（スイッチを入れ、ランプの点灯を確認したうえで発言し、終了後は必ず切る）。</p>